

議案第19号

二宮町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

被保険者が死亡したときに、その葬祭を行う者に対して支給する葬祭費の支給額を変更することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険条例（昭和34年二宮町条例第76号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1項中「40,000円」を「50,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例の施行日の前日までの死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。

## 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>50,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>40,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p>